

鳥取県告示第241号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月3日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	巖城はごろも苑	倉吉市巖城920-1	平成24年4月1日